

## 不信任決議案を提出する前に確認しておくべき事項について

### 質問

次に、不信任決議案を提出する前に確認しておくべき事項について質問させていただきます。

おととしの9月定例会から問題となっておるグリーンニューディール基金に係る単独随意契約の問題ですが、先日、和田委員長から報告がございましたとおり、100条委員会としての結論がまとまりました。準備会、委員会を合わせると100回を超え、作業部会や議論の準備等を考えると、議会として膨大な時間と労力をこの件にかけさせていただきました。それも全て税の執行をチェックする議会の務めを果たすためであり、かつ可能な限り客観的に、慎重に結論を出す必要があると委員会の中でなつたからでございます。

その結果、市長を応援される会派も含めて、全会一致で、全会一致で100条委員会の結論は承認されました。

思えば時間もかかり、大変な作業でございましたが、議会としても収穫があったと思います。私は今、議会改革特別委員会の委員長を仰せつかっておりますが、例えば今回のように議員が会派を超えて一つの目的のために議論し、情報を共有し、互いの力を出し合う、そういったことを市にとって重要な案件や議案においても頻繁にできれば、吹田市議会が二元代表制を担う一翼としてよりよい機関になると、今回の経験を経て考えさせていただきました。

さて、本題に入りますが、まず今回の100条委員会の調査の結果、800万円の損害賠償、少なくとも800万円の損害賠償を市長個人は支払うべきという結論を出させていただきました。その理由といたしましては、既に報告書で述べたとおりでございます。

この点について、まず市長、市にお支払いになっていただけるのか、お答えください。

### 牧内章総務部長

市長にとのことでございますが、まず担当から御答弁申し上げます。

太陽光発電設備設置工事請負契約により本市に生じた損害約800万円を市長が賠償すべきとのことでございますが、同契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争に付することができない場合に該当し、違法な点はなく、補助金適正化法第11条の善管注意義務に反するものでもなく、また中核市・特例市グリーンニューディール基金交付要綱に定めた交付取り消し事由にも該当しないものと考えております。

したがいまして、市長に賠償責任は生じないものと考えております。

以上でございます。

### 井上哲也市長

グリーンニューディール基金を活用した太陽光パネル設置工事の契約につきましては、先ほど担当部長からの御答弁で申し上げましたとおり、法で認められた手法で締結しているものであり、違法性はございませんので、賠償すべき責任はないものと考えております。

## 質問

端的に言うとお支払いいただけないということで、先ほど聞いてもないのに部長が答えいただきましたけども、私ども 100 条委員会としてはたくさんの根拠を示した上で、例えば違法性のことについても、いや、違法であるということを明確にした上で、なぜ違法かも明確にした上で、賠償すべきであるという結論を出ささせていただきました。こういった根拠を提示した上で、そういったことをおっしゃるのは非常に残念でございます。

100 条委員会の結論に市長御自身が納得いかない理由、私たちが出した結論に納得いかない理由をお聞かせください。

## 井上哲也市長

違法性については、先ほど担当部長が御答弁申し上げました。違法性はないということでございます。それは、先ほど担当部長のほうから申し上げましたとおり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するというので御答弁申し上げましたとおりでございますので、御理解ください。

## 質問

今、100 条委員会の結論というか調査ではですね、そういった今回のように補助金を返還しなければいけない事由というのは、そういった緊急性、167 条の 2 の第 5 号ですかね、には該当しないというふうな形で違法性を言わせていただきました。

じゃあ、なぜ市長はそれを、大阪府の随意契約ガイドラインでもそういったことには、この 5 号は適用してはならないというふうに、市長が昔おられた維新の会の府知事もそういった結論を出しておられます。なぜ、今回、そういった状況でありながら違法でないと言い切れるのか、その根拠をお示してください。

## 牧内章総務部長

私のほうから答えを申し上げます。

この緊急性ということにつきましては、必ずしもその物理的な緊急性ということだけではございませんで、これは行政上も経済上も甚だしく不利益をこうむる場合というように、逐条でもそのように説明されておりますし、また大阪府の市町村課を通じて総務省のほうに問い合わせをいたしましたところ、これは市長が客観的な事実に基づき、

個別具体的に判断すべきであるということで、市長の裁量の範囲内であるという回答もいただいております。

そういった中で、今回、2月の8日に想像を超える入札差金が発生して、3月の末までにそれを有効活用を図らないとという、限られた期限の中でこの5号の緊急性を適用させていただいたということについては違法な点はないということで、これは監査委員からの報告書のほうにもそのように述べられておりますので、我々としては違法な点はないと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

### 井上哲也市長

今、担当部長が御答弁申し上げましたとおり、違法性がないということでございます。

### 質問

総務部長もそうですし、市長もそうですけども、果たして100条委員会の調査の報告書を読んでいただけたのかなというふうに思うんです。全くその点も否定させていただいてるはずなんですけども、正式な、議会として法に定められた調査機関である100条委員会の調査報告書であり、その結論はやはり重い、法的に重いというふうに考えております。それを一切無視して御答弁されるその神経がいまいちわからないんですけども、市長は、果たしてこれを読まれて、そして私たちが違法とする、その違法とする根拠はおかしいという理由というのは何なんですか、教えてください。

### 井上哲也市長

議会は議会でされたことでございますが、我々が主張しているのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するということの説明を、先ほど担当部長のほうで申し上げましたとおり、経済的な不利益をこうむる場合にもそういう場合に当たるということでございますので、この件については総務省の見解も含めて違法性がないということを申し上げます。

### 質問

まずですね、経済的に不利益をこうむる場合というのは、そこだけ切り離してはいけないということもちゃんと100条委員会で述べさせていただきました。それでですね、総務省の見解もこの事案についてではなく、一般的な話でございます。そもそも違法なものについては、市長の裁量すら働かないのが通常の法の見解でございます。そういったことを読んでいただかずにはですね、そういった御答弁をされるのは非常に不愉快でございますけども、今回、市長個人に対する請求でございますので、市の顧問弁護士にこのことも相談し得るかどうかも慎重に検討いただければと思います。

次に、市長の職責について数点伺います。

今回の件を受けての市長の御発言、私の議会質問に対する答弁や、先日、市長が職員に宛てて出されたメッセージを見ておっても、市長は何か問題の本質を見誤っているのではないかというふうに感じます。

まず第1に、市長はこの問題の本質、これが何だと捉えておられますか。

### 井上哲也市長

まず、私は公明正大だと、ずっと申し上げてきました。そして、ガバナンス推進委員会の結論は、私は一切関与していない、私の関与がなかったということでございますし、監査委員の報告も違法性がなかったということの中で、やはり私が自分の後援会の役員に便宜を図ったかどうかということは非常に大事な視点だと思いますが、そのことについては私は一切かわっていませんと、そういうことを申し上げてきました。

ただ、そのことと、吹田市の職員が事務の不手際をしたと、そういうことについては私は認めさせていただいておりますし、行政のほうも認めさせていただいておりますし、ガバナンス推進委員会からの御指摘もございました。そして、そのことについての私の責任はあるということをずっと申し上げているのが今回の話の中身だと私は認識をさせていただいております。

### 質問

想定しておったお答えが出て非常にうれしいんですがございますけども、市長の口からやたらと公明正大、公明正大という言葉が出るんです。どうも誤解されているようなので、私のほうから御説明させていただきます。

例えば、今回の問題、市長が議員というお立場であれば、そのお答えでよかったと思います。なぜなら、議員には決裁権がございませんので、幾ら口をきこうとも、それをとめる仕組みを行政側でつくっていただければ問題がないと。しかし、今は市長というお立場でございます。幾ら市長が口で公明正大と言おうとも、決裁されたのは御自身でございます。客観的に見れば、適正に積算した場合よりも800万円も高い金額で市長の後援会役員の方が代表を務められる会社と違法な単独随意契約を行った、そしてその決裁を行ったという状況がございます。

そのような客観的な、そのような契約を決裁したという責任はお認めになるのですよね。

### 井上哲也市長

先ほどから申し上げましたとおり、契約については適法であるということでございますので御理解ください。

## 質問

このインターネット中継を見ておられる市民の方も、今のお答えというのは、全然、足立の質問に答えてないんじゃないかなというふうに思われると思いますので、もう一度、同じ質問をさせていただきます。

幾ら市長が公明正大と言おうとも、決裁されたのは市長自身で、客観的に見れば適正に積算した場合よりも800万円も高い金額で市長の後援会役員の方が代表を務められる会社と違法な単独随意契約を行ったと。その決裁を行ったのは市長であると。その決裁の責任は市長にある、それはお認めになるんですよね。

## 井上哲也市長

800万円の議論については、これは金額の例えば大、小、例えば100万円だから適法であるとか、800万円だから違法であるとか、そういう問題じゃなくて、基本的には契約自身が適法であるかないかの議論がまず来ると思うんです。その契約については、まず適法であるということで御理解をいただきたいと思います。

（「責任の問題である」と発言する者あり）

ですから、適法ですから、私については賠償の責任はございません。

## 質問

ちょっと100条委員会の見解と対立するので、それもまた、その点については後ほど述べさせていただきますけども、今回、問題なのは、例えばその決裁をしたと。その責任は市長にあると。事務的にはそうです。その責任を逃れるためなのかもしれませんが、報道陣の前で、決裁書類を見ずに決裁判を押ししたという御説明をなさいました。参考人招致でも、私、御質問させていただきました際に、これだけの、これだけ多くの書類があるので全て見ていられないんだと、そういうこともおっしゃいました。市長、それが市長の仕事でございます。

もはやみずからの職責を全うできていないということを市長みずからの口で、公でおっしゃったわけです。その点について、もし市民に納得のいく説明ができるのであれば、お願いいたします。

## 井上哲也市長

先ほどの議員の御質問でも決裁についての御答弁を申し上げました。適法であるということの中で、その時点ですすね、まず決裁、この段階で市としてマイナスになるかどうかということについては、予見は一切、そのときは持っていません。そして、結果として決裁をさせていただきました。その決裁について私は責任があると、ずっと申し上げてきております。

そして、今、決裁について、市に損害を与えたという事実も生じていないと認識をさせていただいておりますので、御理解ください。

## 質問

市長、もう一度質問いたします。市長は、報道陣の前で、決裁書類を見ずに決裁判を押したというふうにおっしゃっておられました。それが事実なのかどうなのか、そしてそのこと自体が市長の職責を放棄する、本来やるべき仕事をしていなかったということをご公に言ったということでございます。そのことについて、市民が納得する説明がありましたらお願いいたします。

## 井上哲也市長

決裁については、先ほども申しましたが、ただいろんな決裁もあります。あの当時も御答弁申し上げましたとおり、市の大きな方針について、やはり考えなければいけないというときには、私も決裁の中身を見て決裁をさせていただいております。ただ、決裁については、副市長並びに担当部長の印がある場合については、私は押す場合もあるということをご申し上げた中で、あの当時はそういう決裁をさせていただいたと。このことについては、担当部長、そして職員を信頼して決裁をさせていただいたということが事実でございますので、決して私の市長としての仕事を放棄したと、そういうことはございませんので、御理解ください。

## 質問

その説明で果たして市民が納得できるかというのは非常に疑問ではございます。

次にですね、今後の市の対応でございます。

今回、法で定められた正式な議会の調査機関である 100 条委員会、これは井上哲也氏個人に、800 万円の損害賠償をすべきという結論を出しました。井上哲也氏が仮に支払われない場合、市が井上哲也氏に民事訴訟を起こすこととなります。これは、もちろん提訴していただけますよね。

## 牧内章総務部長

今の市が提訴するかどうかということにつきましては、まずその契約の違法性なり、それから価格が不適正であったというところを前提に、損害が発生をしておるから、そのことを前提に市が提訴すべきという御趣旨かというふうに考えますが、先ほど来、御答弁申し上げてますとおりで、我々といしまして、その契約も適法な、違法な点がなくこれは行えたものでありますし、価格につきましてもそれなりの算出基準に基づいて適正であるというふうな判断の中でこれは契約を締結したものであり、したがって損害が発生しておらないというふうに認識しておりますので、そのことを前提とする

提訴ということは考えられないというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### 質問

残念ながら、議会は訴訟の主体となることはできないんです。もし議会のこういった調査を市長が重んじられるのであれば、あるいは執行機関が重んじられるのであれば、この資料をもとに提訴すべきです。議会のこういった調査あるいは判断を、全会一致での判断でございます。この議会の判断を重んじるかどうか、改めて御答弁ください。

#### 牧内章総務部長

今回、その報告書ということを尊重すべきという御趣旨かというふうに思いますが、あくまで提訴ということになりますと、やはり現実的にはその損害の発生というところが必要になってまいるというふうに考えてございます。

我々としては、繰り返しになりますが、そのような損害は発生をしておらないというふうに認識しておりますので、提訴ということには至らないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### 質問

質問の趣旨はですよ、今、法的な見解で行政側と、市長側と議会側で対立しているわけですよ。もし議会側のその判断を重んじていただけるのであれば、どちらが正しいか、最終的な判断をするのは裁判所でございます。そういったところに持っていただけるのかどうか、議会のこういった調査のものを、いや、それは私たちの見解とは違いますという形で放置するのか、あるいは吹田市として正式に法的な場で争っていただけるのか、その議会の判断を重んじるかどうかということについて伺ってるところでございます。

市長、どうですか。これは市長個人ではなくて、吹田市長として伺います。

#### 井上哲也市長

まず、議員と我々で見解が違くと。それはもう御認識いただいているその中で我々が提訴するかしないかについては、提訴はできないというのも先ほど御答弁申し上げました。今、市民の皆さんが訴えてる、そのことについても結果を待ってる次第でございます。

ただ、議会が議員として告発できないというのはちょっと理解ができないんです。そ

れはできないんですか。私はできるという認識ですんで、何でしたらやっていただいたら結構だと思います。

## 質問

残念ながら、今回、損害が発生してるのは市でございます。市自身でございます。市議会ではございませんので、訴訟の主体にはなれないということでございます。

もう一つ、我々の調査報告書に納得できないのであれば、市長はもう一度、必要があれば、事実の誤認等があれば、ガバナンス委員会で再調査するというふうにもおっしゃっておられました。

今回、全く見解が異なるわけですけども、ガバナンス委員会の委員長の副市長に伺います。今後、この結論の違い、判断の違い、どういうふうに扱われるのでしょうか。

## 太田勝久副市長

ガバナンス委員会においてもですね、これはそういった報道がなされまして、我々みずからですね、調査しなければいけないということで進めてまいりました。それに対しては、私はその限られた期間の中で、あるいは制限もあるという、限界もあるということのみずから認めてはおりますけども、やはり出した答えというのは、我々はそれなりに検証され、そういう判断をした上での結論というふうに思っております。

今回、出していただきました、それとさらにですね、我々みずからですね、今回の契約事務に関しては、地方自治法に基づく長の要求による監査、これも監査委員のほうにもお願いをいたしております。そうした内容、それぞれの答えをいただいと。我々は我々の答えを出した、そういうふうに思ってますし、工事価格の適正についても、ガバナンス推進委員会の調査委員会のほうでも検証もしていただきましたし、その後、我々みずからもその鑑定の委託をさせていただいて、その時点での判断もしております。

そういった意味では、今回出していただきましたこの100条委員会の結果というのは、これは当然、我々、重く受けとめておりますけども、その内容について、さらに改善すべき点についての御指摘もいただいておりますので、そういった件については、当然、真摯に検討させていただいて、今後、改善すべき点は改善していきたいと思っております。

出された結論につきましては、我々はガバナンス推進委員会の中で出た結論というものをどう評価するか、それとの関連でこのグリーンニューディール基金の調査報告書をどういうふうに検証するかということについては、そのガバナンスの調査をしていただいた専門家の意見も聞きながら、必要な対応があればしたいと思っておりますけども、ガバナンス推進委員会としてもその検証はさせていただきたいというふうに思っております。



## 意見

今回、内部で調査されたこととは全く違う結論が出たわけなんですよね。そして、それもいわば議会も外部でございます。外部の調査機関でございます。市の執行側ではない、副市長が長となるような委員会ではなくて外部の委員会、それが100条委員会でございます。その調査の結果を非常に軽く受けとめておられて、そしてそれに対する対応も一切されないということなので、非常に残念としか言いようがありません。

市長は、これまで3年間、さまざまな政策を打ってこられて、私ども吹田新選会も賛成する部分については賛成して、反対する政策、直近でいえば9月や12月の補正予算などには真っ向から反対させていただきました。

3年前の選挙で市長に選ばれたという事実と民意を尊重してこれまで是々非々でやっておりましたが、この単独随意契約の件、そしてそれに対する市長の認識と態度、そして議会に対する認識と態度、そして後日、後藤議員からも質問させていただきましたが、まだ解決しておりません政治資金の問題など、そもそも市民の信託を裏切るような状況が続いております。

このような状況下で、私ども吹田新選会としては、改めて議会の皆様に問わせていただきます。これ以上、吹田市の政治を、吹田市民の税金を井上哲也氏に任せてよいのかと。ぜひとも議会の皆様も政治家としての御判断をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

これで私からの質問を終わらせていただきます。